喜多方市ものづくり企業振興補助金の交付等に関する要綱

令和６年３月29日　制定

令和７年３月31日　改正

（趣旨）

第１条　喜多方市の、ものづくり企業等（以下「企業等」という。）が行う、受注拡大や人材育成等の取り組みを支援し市内経済の振興と活性化を図るため、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助の対象及び補助額・交付上限等）

第２条　この要綱において補助金の対象となる者（以下「補助事業者」という。）及び補助対象経費、補助額は、別表（第２条関係）に定めるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

（1）市税に未納がある者

（2）この要綱における補助事業を対象として他の補助金の助成を受けている者

（3）その他市長が適当ではないと認める者

（申請書の様式等）

第３条　規則第４条第１項の申請書は、ものづくり企業振興補助金交付申請書（第１号様式）によるものとし、その提出期限は市長が別に定める。

２　前項に定めるもののほか、市長は必要な書類の提出を求めることができる。

　（変更等の承認の申請）

第４条　規則第６条第１項の規定による条件を付した場合において、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更し、補助事業を中止し、又は廃止するため市長の承認を受けようとするときは、あらかじめものづくり企業振興補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第２号様式）を市長に提出しなければならない。

（承認を必要としない軽微な変更）

第５条　規則第６条第１項第１号の市長が定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

⑴ 補助対象経費の20％以内の変更

⑵ 助成目的の変更を伴わない範囲での事業計画の軽微な変更

（申請を取り下げることができる期日）

第６条　規則第８条第１項の市長が定める期日は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（実績報告等）

第７条　規則第13条の規定による実績報告書は、ものづくり企業振興補助金実績報告書（第３号様式）によるものとする。

２　前項の規定による報告は、規則第13条第２項に規定する日又は補助事業の完了の日　　の属する年度の３月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金の支払）

第８条　補助金の支払は、交付すべき補助金の額の確定があった後に行うものとする。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、ものづくり企業振興補助金請求書（第４号様式）を市長に提出しなければならない。

（会計帳簿等の整理等）

第９条　補助事業者は、補助金等の収支状況を記した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間保存しておかなければならない。

　（財産処分の制限期間）

第10条　ものづくり企業振興補助金の交付を受けた者の規則第18条第１項に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

　（補則）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日の前日までに、喜多方市ものづくり企業等受注拡大・販路開拓支援事業補助金の交付に関する要綱、喜多方市ものづくり企業等移転企業等操業支援事業補助金の交付に関する要綱、喜多方市ものづくり企業等人材育成・研修等支援事業補助金交付要綱、喜多方市ものづくり企業等展示会等出展支援事業補助金の交付等に関する要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日の前日までに、喜多方市ものづくり企業振興補助金の交付に関する要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、なお従前の例による。